

都市緑地法運用指針の改正 新旧対照表

改正後	現行
<p>はじめに (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）</p> <p>(1)～(9)</p> <p>(10) 緑の基本計画策定の際の留意事項</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p><u>⑦ 緑の基本計画は、複数の市町村が共同で策定することも可能である。</u></p> <p>6 緑地保全地域</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(5) 緑地保全地域における行為の規制</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ その他</p> <p>ア～ク (略)</p> <p><u>ケ 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号。以下「生物多様性増進活動促進法」という。）第9条第1項に基づき、地域生物多様性増進活動を行おうとする者（連携地域生物多様性増進活動を行おうとする市町村を除く。）が地域生物多様性増進活動の実施に関する計画（以下増進活動実</u></p>	<p>はじめに (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 緑の基本計画策定の際の留意事項</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>6 緑地保全地域</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(5) 緑地保全地域における行為の規制</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ その他</p> <p>ア～ク (略)</p> <p><u>ケ 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号。以下「生物多様性地域連携促進法」という。）第4条第1項に基づき、町村が当該町村の区域における地域連携保全活動の促進に関する計画（以下「地域連携保全活動計画」という。）を作成しようとする場合において、</u></p>

改正後	現行
<p><u>施計画」という。)を作成し、主務大臣（環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）の認定を申請する場合において、緑地保全地域に係る以下の行為に該当する事項が記載されているときは、主務大臣はあらかじめ都道府県知事等に協議し、次の i については同意を得なければならない。</u></p> <p><u>また、同法第 11 条第 1 項に基づき、市町村が当該市町村の区域における連携地域生物多様性増進活動の促進に関する計画（以下「連携増進活動実施計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請する場合において、緑地保全地域に係る以下の行為に該当する事項が記載されているときは、主務大臣はあらかじめ都道府県知事に協議し、i については同意を得なければならない。</u></p> <p>i 法第 8 条第 1 項の届出を要する行為 ii 法第 8 条第 7 項後段の規定による通知を要する行為</p> <p><u>緑地保全地域において、増進活動実施計画の認定を受けた者（以下「認定増進活動実施者」という。）が増進活動実施計画に従って行う i 又は ii の行為並びに連携増進活動実施計画の認定を受けた市町村及び市町村と連携して連携地域生物多様性増進活動を行う者（以下「認定連携</u></p>	<p><u>緑地保全地域に係る以下の行為に該当する事項を記載する場合には、あらかじめ都道府県知事に協議し、i については同意を得なければならない。</u></p> <p><u>協議にあたっては、生物多様性地域連携促進法第 4 条第 7 項に規定する都道府県知事に対する協議に関する省令（平成 23 年国土交通省・環境省令第 3 号。以下「生物多様性地域連携促進法協議省令」という。）に基づき、協議書に当該協議に係る地域連携保全活動計画及び同省令第 1 項及び第 2 項に掲げる書類又は図面を添えることとされており、それらの様式については、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の施行について」（平成 23 年 9 月 30 日付け 23 環第 181 号・23 林整計第 138 号・国総環第 55 号・国都公景第 58 号・環自計発第 110930001 号農林水産省大臣官房環境政策課長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局長・環境省自然環境局長通知。以下「生物多様性地域連携促進法施行通知」という。）第 4-4 (2) ①において、都道府県知事が定めることとしている。</u></p> <p>i 法第 8 条第 1 項の届出を要する行為 ii 法第 8 条第 7 項後段の規定による通知を要する行為</p> <p><u>地域連携保全活動計画に従い、緑地保全地域において、地域連携保全活動実施者（地域連携保全活動計画において地域連携保全活動の実施主体として定められた者をいう。以下同じ。）が行う i 又は ii の行為については、手続を省略できる特例が設けられているところである。</u></p>

改正後	現行
<p><u>市町村等」という。)が連携増進活動実施計画に従って行う i 又は ii の行為については、</u> 手続を省略できる特例が設けられているところである。</p> <p>本特例の趣旨にかんがみ、緑地保全地域においては、<u>増進活動実施計画に従って認定増進活動実施者が行う行為及び連携増進活動実施計画に従って認定連携市町村等が行う行為の円滑な実施について</u> 配慮することが望ましい。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>7 特別緑地保全地区</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特別緑地保全地区における行為の規制</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ その他</p> <p>ア～ク (略)</p> <p>ケ <u>生物多様性増進活動促進法第9条第1項に基づき、地域生物多様性増進活動を行おうとする者(連携地域生物多様性増進活動を行おうとする市町村を除く。)が増進活動実施計画を作成し、主務大臣(環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣)の認定を申請する場合において、特別緑地保全地区に係る以下の行為に該当する事項が記載されているときは、主務大臣はあらかじめ都道府県知事等に協議し、i については同意を得なければならない。</u></p> <p><u>また、同法第11条第1項に基づき、市町村が連携増進活動実施計画を作成し、主務大臣の認定を申請する場合において、特別緑地保全地区に係る以下の行為に該当する</u></p>	<p>本特例の趣旨にかんがみ、緑地保全地域においては、<u>地域連携保全活動計画に従って地域連携保全活動実施者が行う行為の円滑な実施について</u> 配慮することが望ましい。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>7 特別緑地保全地区</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特別緑地保全地区における行為の規制</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ その他</p> <p>ア～ク (略)</p> <p>ケ <u>生物多様性地域連携促進法第4条第1項に基づき、町村が地域連携保全活動計画を作成しようとする場合において、特別緑地保全地区に係る以下の行為に該当する事項を記載する場合には、あらかじめ都道府県知事に協議し、i については同意を得なければならない。</u></p> <p><u>協議にあたっては、生物多様性地域連携促進法協議省令に基づき、協議書に当該協議にかかる地域連携保全活動計画及び同省令第1項及び第2項に掲げる書類又は図</u></p>

改正後	現行
<p><u>事項を記載されているときは、あらかじめ都道府県知事に協議し、iについては同意を得なければならない。</u></p> <p>i 法第14条第1項の許可を要する行為 ii 法第14条第4項の規定による通知又は同条第8項後段の規定による協議を要する行為</p> <p><u>特別緑地保全地区において、認定増進活動実施者が増進活動実施計画に従って行うi又はiiの行為並びに認定連携市町村等が連携増進活動実施計画に従って行うi又はiiの行為については、手続を省略できる特例が設けられているところである。</u></p> <p>本特例の趣旨にかんがみ、特別緑地保全地区においては、<u>増進活動実施計画に従って認定増進活動実施者が行う行為及び連携増進活動実施計画に従って認定連携市町村等が行う行為の円滑な実施について配慮することが望ましい。</u></p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>8～12 (略)</p> <p>13 市民緑地制度</p> <p>13-1 (略)</p> <p>13-2 市民緑地設置管理計画の認定制度</p> <p>(1) (略)</p>	<p><u>面を添えることとされており、それらの様式については、生物多様性地域連携促進法施行通知第4-4(2)①において、都道府県知事が定めることとしている。</u></p> <p>i 法第14条第1項の許可を要する行為 ii 法第14条第4項の規定による通知又は同条第8項後段の規定による協議を要する行為</p> <p><u>地域連携保全活動計画に従い、特別緑地保全地区において、地域連携保全活動実施者が行うi又はiiの行為については、手続を省略できる特例が設けられているところである。</u></p> <p>本特例の趣旨にかんがみ、特別緑地保全地区においては、<u>地域連携保全活動計画に従って地域連携保全活動実施者が行う行為の円滑な実施について配慮することが望ましい。</u></p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>8～12 (略)</p> <p>13 市民緑地制度</p> <p>13-1 (略)</p> <p>13-2 市民緑地設置管理計画の認定制度</p> <p>(1) (略)</p>

改正後	現行
<p>(2) 市民緑地設置管理計画の認定制度の内容</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 計画の記載事項</p> <p>ア～カ (略)</p> <p><u>キ 市民緑地の土地に係る固定資産税等の特例を受ける場合には、緑地の量的拡充又は市民緑地の質的向上に資する取組（一 市民緑地が設置される前に比して緑化施設の面積が増加すること、二 市民緑地を利用する住民の利便のために必要な施設又は設備が新たに整備されること、三 市民緑地の利活用の促進のための行事等が実施されること、四 地域住民等が主体となって又は地域住民等及び市民緑地の設置管理者が連携して管理運営が行われること、五 その他緑地の量的拡充又は質的向上に資する取組（その効果を確認できるものに限る）のいずれか）を計画に記載する必要がある。</u></p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 計画の公告</p> <p>市町村長は、計画を認定したときは、認定事業者の氏名又は名称、市民緑地の名称、区域及び管理期間並びに整備する緑化施設等の概要について公告することとされており、関係者への幅広い周知を図る観点から、インターネットに情報を掲載することを基本とし、オンライン上で閲覧可能な状態とする。</p> <p>⑦～⑩ (略)</p>	<p>(2) 市民緑地設置管理計画の認定制度の内容</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 計画の記載事項</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 計画の公告</p> <p>市町村長は、計画を認定したときは、認定事業者の氏名又は名称、市民緑地の名称、区域及び管理期間並びに整備する緑化施設等の概要について公告することとされており、関係者への幅広い周知を図る観点から、インターネットに情報を掲載することを基本とし、オンライン上で閲覧可能な状態とする</p> <p>⑦～⑩ (略)</p>

改正後	現行
<p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) その他</p> <p>① (略)</p> <p>② 市民緑地の土地に係る固定資産税等の特例</p> <p>ア 税制特例の対象となる市民緑地</p> <p>みどり法人が平成 29 年 6 月 15 日から令和 <u>9</u> 年 3 月 31 日までの間に設置した認定市民緑地の土地であって以下の条件を満たすものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、当該市民緑地を設置した日の属する年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度から 3 年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に 2 / 3 を参酌して 1 / 2 以上 5 / 6 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条 <u>32</u> 項）</p> <p>i みどり法人が有料で借り受けた土地以外の土地であること。</p> <p>ii 認定市民緑地の土地及び当該土地と一体となって管理又は使用されている土地（以下「対象土地」という。）が地方税法施行規則附則第 6 条第 <u>77</u> 項各号に掲げる用途（一 住宅、二 学校、三 幼保連携型認定こども園、四 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの、五 保育所その他これに類するもの、六 建築基準法施行令第 19 条第 1 項に規定する児童福祉施設等（助産所及び四、五に掲げるものを除く。）、七 診療</p>	<p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) その他</p> <p>① (略)</p> <p>② 市民緑地の土地に係る固定資産税等の特例</p> <p>ア 税制特例の対象となる市民緑地</p> <p>みどり法人が平成 29 年 6 月 15 日から令和 <u>7</u> 年 3 月 31 日までの間に設置した認定市民緑地の土地であって以下の条件を満たすものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、当該市民緑地を設置した日の属する年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度から 3 年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に 2 / 3 を参酌して 1 / 2 以上 5 / 6 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条 <u>33</u> 項）</p> <p>i みどり法人が有料で借り受けた土地以外の土地であること。</p> <p>ii 認定市民緑地の土地及び当該土地と一体となって管理又は使用されている土地（以下「対象土地」という。）が地方税法施行規則附則第 6 条第 <u>68</u> 項各号に掲げる用途（一 住宅、二 学校、三 幼保連携型認定こども園、四 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの、五 保育所その他これに類するもの、六 建築基準法施行令第 19 条第 1 項に規定する児童福祉施設等（助産所及び四、五に掲げるものを除く。）、七 診療</p>

改正後	現行
<p>所、八 病院、九 公衆便所、十 工場、十一 倉庫) 以外の用途に供する家屋の敷地の用に供されていない ことについて、令和3年国土交通省告示第326号に定 める様式「地方税法施行令附則第11条第36項に規定 する要件に該当することの証明申請書」により市町村 長の証明がされた土地であること。(地方税法施行令附 則第11条36項)</p> <p><u>iii 緑地の量的拡充又は質的向上に資するものとして地 方税法施行規則附則第6条第78項で定める要件(一 市民緑地が設置される前に比して緑化施設の面積が増 加すること、二 市民緑地を利用する住民の利便のた めに必要な施設又は設備が新たに整備されること、三 市民緑地の利活用の促進のための行事等が実施される こと、四 地域住民等が主体となって又は地域住民等 及び市民緑地の設置管理者が連携して管理運営が行わ れること、五 その他緑地の量的拡充又は質的向上に 資する取組(その効果を確認できるものに限る。)が実 施されることのいずれかに該当すること。)</u>に該当す ることについて、令和3年国土交通省告示第326号に定 める様式「地方税法施行令附則第11条第36項に規定 する要件に該当することの証明申請書」により市町村 長の証明がされた土地であること。(地方税法施行令附 則第11条36項)</p> <p>イ 税制特例を受けるための手続 対象土地がア ii・iiiの要件を満たす土地であることを証</p>	<p>所、八 病院、九 公衆便所、十 工場、十一 倉庫) 以外の用途に供する家屋の敷地の用に供されていない ことについて、令和3年国土交通省告示第326号に定 める様式「地方税法施行令附則第11条第36項に規定 する要件に該当することの証明申請書」により市町村 長の証明がされた土地であること。(地方税法施行令附 則第11条36項)</p> <p>イ 税制特例を受けるための手続 対象土地がア iiの要件を満たす土地であることを証明す</p>

改正後	現行
<p>明するため、具体的には以下の手順によることが望ましい。</p> <p>なお、税制特例を受けるための手順のフローについては別紙 6-2 のとおりである。</p> <p>i 土地所有者は市町村の市民緑地担当部署に対し、「地方税法施行令附則第 11 条第 36 項に規定する要件に該当することの証明申請書」を提出する。</p> <p>ii 市民緑地担当部署は、提出された申請書の内容について、認定計画をはじめとする書類と整合の取れた内容であり、対象土地がアに掲げる条件を満たすことを確認する。対象土地が地方税法施行規則附則第 6 条第 <u>77</u> 項各号に掲げる用途以外の用途に供する家屋の敷地の用に供されていないことについては、家屋の建築確認済証、検査済証、台帳記載事項証明書等で確認するほか、必要に応じ認定事業者への意見聴取や現地調査を適宜実施し、税制特例の条件を満たしていることを確認すること。確認後、市町村長の証明を土地所有者に交付する。</p> <p>iii 土地所有者は、交付された書類を市町村の指示に従い課税担当部局に提出する。</p> <p>対象土地の上に存する家屋の用途が変更された場合、又は新たに家屋が建設された場合には、土地所有者は、「地方税法施行令附則第 11 条第 36 項に規定する要件に該当することの証明申請書」を改めて提出し、市町村長の証明を受けなければならない。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>るため、具体的には以下の手順によることが望ましい。</p> <p>なお、税制特例を受けるための手順のフローについては別紙 6-2 のとおりである。</p> <p>i 土地所有者は市町村の市民緑地担当部署に対し、「地方税法施行令附則第 11 条第 36 項に規定する要件に該当することの証明申請書」を提出する。</p> <p>ii 市民緑地担当部署は、提出された申請書の内容について、認定計画をはじめとする書類と整合の取れた内容であり、対象土地がアに掲げる条件を満たすことを確認する。対象土地が地方税法施行規則附則第 6 条第 <u>68</u> 項各号に掲げる用途以外の用途に供する家屋の敷地の用に供されていないことについては、家屋の建築確認済証、検査済証、台帳記載事項証明書等で確認するほか、必要に応じ認定事業者への意見聴取や現地調査を適宜実施し、税制特例の条件を満たしていることを確認すること。確認後、市町村長の証明を土地所有者に交付する。</p> <p>iii 土地所有者は、交付された書類を市町村の指示に従い課税担当部局に提出する。</p> <p>対象土地の上に存する家屋の用途が変更された場合、又は新たに家屋が建設された場合には、土地所有者は、「地方税法施行令附則第 11 条第 36 項に規定する要件に該当することの証明申請書」を改めて提出し、市町村長の証明を受けなければならない。</p> <p>ウ (略)</p>

改正後	現行
③ (略) 14～15 (略)	③ (略) 14～15 (略)